

糸魚川市能生地内における鉛による土壤汚染について

糸魚川市能生地内において、事業者が土壤汚染対策法に基づき実施した土壤調査の結果、鉛が土壤含有量基準値を超えて検出された旨、本日、上越地域振興局（環境センター）に、報告がありました。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

1 概要

- (1) 調査地点：糸魚川市能生地内
- (2) 試料採取日：令和 8 年 8 月 17 日
- (3) 検出状況：
 - 土壤含有量

有害物質の種類	調査結果	基準値
鉛及びその化合物	480 mg/kg	150 mg/kg 以下

なお、土壤溶出量は基準値以下

2 県の対応

事業者に対し、汚染された土壤の飛散流出防止及び立入禁止等の適切な措置を行うよう指導しました。

(参考)

- 鉛
 - 1 健康への影響
疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。
 - 2 用途
鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等に使用。
- 土壤含有量基準
土壤に含まれる有害物質を口や肌などから直接摂取することによるリスクの観点で設定される基準
- 土壤溶出量基準
土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を口にする
ことによるリスクの観点で設定される基準

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課 〔担当〕 遠藤
(直通) 025-280-5157 (内線) 2716